

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等 <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	氷見市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	70-2
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.himi.toyama.jp/hp/departmentTop/soumu/soumu/soumu/no_de_33413

執行機関名 氷見市長

妊娠婦の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	氷見市妊娠婦医療費の助成に関する条例(昭和48年氷見市条例第19号)による妊娠婦の医療費助成に関する事務
②番号法別表第1の項	49	
③番号法別表第2の項	70	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		氷見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項第2号 氷見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則別表第1 第6の項 氷見市妊娠婦医療費の助成に関する条例(昭和48年氷見市条例第19号)による妊娠婦の医療費助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	氷見市妊娠婦医療費の助成に関する条例(昭和48年氷見市条例第19号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> される ように努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第一条 この条例は、妊娠婦の医療費の一部を本人に助成することにより、 <u>母子の健康の保持</u> 及び <u>増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		氷見市妊娠婦医療費の助成に関する条例(昭和48年氷見市条例第19号) 氷見市妊娠婦医療費の助成に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 39 条 項 号	氷見市妊産婦医療費の助成に関する条例第4条第1項
②事務の内容	母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務	妊産婦に係る医療費の助成の申請にあたっての受給資格の登録に係る審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 39 条 項 1 号	氷見市妊産婦医療費の助成に関する条例第3条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 39 条 項 3 号	氷見市妊産婦医療費の助成に関する条例施行規則第2条第1項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 39 条 項 4 号	氷見市妊産婦医療費の助成に関する条例第2条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報